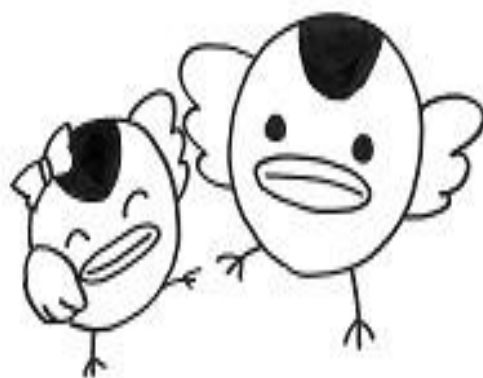


さいたま市立西原小学校 いじめ防止基本方針



令和7年 4月

さいたま市立西原小学校

令和7年度　さいたま市立西原小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月改定

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめを起こさず、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立西原小学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という。）を策定する。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を認識したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有している。

そこで、さいたま市立西原小学校いじめ防止基本方針の策定に当たっては、「いじめ防止対策推進法」及び平成29年に改定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づくとともに、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示す。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 学校の教職員全員が「いじめは絶対に許されない」という認識を強くもち、いじめられている児童を最後まで守り抜く。
- 2 いじめの早期発見・早期対応に努め、学校の教職員がいじめを発見、又は相談を受けた場合は、速やかに、いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 3 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 4 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導すると共に、いじめる児童が抱える問題を解決するため、保護者や地域、関係・専門機関との連携を図り、心理や福祉等の専門性を生かした支援を行う。
- 5 学校の教育活動全体を通じて、道徳教育、特別支援教育、国際教育、人権教育等の充実を図り、「いじめをしない、させない、許さない心」を育てるための児童への指導を組織的に行う。
- 6 日頃から児童と児童、児童と教職員の間、に、共感的な人間関係を築き、いじめを未然に防ぐ教育活動を行っていく。

Ⅲ いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

〈いじめが解消している状態について〉

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることができない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

Ⅳ 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる事項が挙げられる。

（1） 目 的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う。

（2） 開催及び構成員

① 定例会（学校運営協議会と同日に開催）

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学校地域連携コーディネーター、PTA役員、地域関係者

② 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて開催）

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、各学年の生徒指導部員

③ 臨時会（必要に応じて、関係者及び専門スタッフ等を招集）

〔専門スタッフ等：スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員、警察、学校医、さいたま市スクールロイヤー、学校生活指導員など〕

※個人情報等守秘義務を委員に確認する。

(3) 内 容

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
- ② 教職員の共通理解と意識啓発のための研修の実施
- ③ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取などの連携
- ④ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約と記録、共有
- ⑤ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約と記録、共有
- ⑥ 発見されたいじめ事案への組織的かつ迅速な対応
- ⑦ 構成員の決定
- ⑧ 重大事態への対応

2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目 的：いじめ問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：児童会長、児童会副会長、児童会記録、代表委員、各委員会委員長
- (3) 開 催：各学期1回（代表委員会と兼ねて開催）
- (4) 内 容
 - ① いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - ② 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ③ 提言した取組を推進する（集会委員会による児童朝会等）。

V いじめの未然防止（学校いじめ防止プログラム）

1 道徳教育の充実

- (1) 教育活動全体を通して
 - 「いじめをしない、させない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教職員の協力体制を整える。
 - 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- (2) 「特別の教科 道徳」の時間を通して
 - 「いじめ撲滅強化月間」（6月）までに、「B 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目と関連付けて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組

- 実施要項に基づき、学校や児童の実態に応じて以下のすべての内容について取り組む。
 - ・ 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・ 児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開

- ・校長等による講話
- ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・学校だよりによる家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」の実施

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- ① あたたかな人間関係を築くためのコミュニケーションスキルを身に付けるために、各学期初め（4・8・1月）に、「構成的グループエンカウンター」や「ソーシャルスキルトレーニング」のエクササイズを実施する。
- ② 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聴き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、スキルの定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

各学期初め（4・8・1月）に「人間関係プログラム」に係る調査を実施する。各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業の実施

児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。5, 6年生の授業では、養護教諭とのチームティーチングで行う。

○ 授業の実施学年と実施予定時期

第1・2学年…11月頃 第3・4学年…7月頃 第5・6学年…6月頃

5 メディアリテラシー教育の充実

(1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

- ① 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- ② 「携帯・インターネット安全教室」の対象学年と実施予定時期：第5学年 6月
第6学年 7月

6 小・中一貫教育の充実

- ① さいたま市教育委員会研究委嘱「さいたま市小・中一貫教育」による授業研究の推進
- ② 小・中学校の児童会・生徒会による合同あいさつ運動の実施

7 「さいたま市子ども会議」及び「いじめ防止シンポジウム」への参加（予定）

夏休み中に児童会役員児童と担当教職員が西原中学校の生徒会と連携し、いじめをなくすための取り組みについて話し合いを行う。また、児童会長及び副会長は市内小・中学校の代表児童生徒が集う「いじめ防止シンポジウム」へ参加し、他校の取り組み等を学ぶ。

8 その他

人権教育（人権標語、人権作文）、体験活動の充実（自然の教室、栽培活動）、読書活動（読書週間）、あいさつ運動等を計画的に行い、いじめを起こさない、いじめを許さない環境づくりに努める。

Ⅵ いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

（1）早期発見のポイント

- ・児童生徒のささいな変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

①健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による健康観察の徹底 等

※3日間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

欠席日数が1、2日→電話やメール連絡 3日→管理職への報告、状況に応じ家庭訪問

②授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、落書き、隣と机が離れている 等

③休み時間：目的もなく一人で過ごしている、「遊び」と称して周囲がからかう 等

④給食：班から机を離す、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる等

⑤清掃：周囲と連携せず一人で行う姿が目立つ、同じ当番活動を長期に渡り行う 等

⑥登下校指導：独りぼっち、荷物を持たされる 等

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

（1）アンケートの実施：4月・8月・1月（年3回）

※心と生活のアンケートとは別に、長期休業前アンケートを7月・12月・3月に実施予定

（2）アンケート結果：学年・学校全体で情報共有する。

（3）アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。

※面談した児童について、学年・学校全体で情報共有し、記録をとり保存する。

(1)～(3)の内容について、管理職への迅速な報告・連絡・相談

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 月1回の生徒指導・教育相談部会で情報共有を行い、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「児童生徒心のサポート手引き『いじめに係る対応の手引き』」に基づき迅速に対応する。

4 教育相談日の実施

- (1) 毎月、保護者に対して教育相談の希望をとり、面談を行う。
- (2) 保護者が積極的に相談を行うことができる体制を作る。
 - ① スクールソーシャルワーカーとの連携
 - ② スクールカウンセラーとの連携

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施：11月（学校評価と兼ねる）
- (2) アンケート結果の活用：アンケート結果からいじめに係る情報を収集し、即時対応する。

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員：連絡協議会（年1回）のほか、必要に応じ情報収集をする。
- (2) 防犯ボランティア：ボランティア会議（年2回）のほか、必要に応じ情報収集をする。
- (3) 地域関係者、近隣住民、PTA等：積極的に連携を図り、日常的に情報を得る。

Ⅶ いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめやいじめの疑いがあるような行為を発見、又は相談を受けた場合には、速やかにいじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き『いじめに係る対応』」に基づき、組織的かつ迅速に対応する。

○ 組織的対応について

- (1) 校長は、情報を集約し、組織的対応の全体指揮を行う。構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- (2) 教頭は、情報を集約し、組織的対応の調整を行う。いじめ対策委員会の運営を行う。
- (3) 教務主任は、情報収集の調整をし、情報を整理する。いじめ対策委員会の補佐をする。
- (4) 担任は、事実の確認のため、迅速に情報収集を行う。学年主任・管理職への速やかな報告を心がける。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめた児童

に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。また、保護者への連絡を迅速かつ丁寧に行う。

- (5) 学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行う。担当する学年の情報共有を行い、校長（教頭）に報告する。
- (6) 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。
- (7) 教育相談主任は、児童の状況を把握し、心のケアをできる体制づくりをする。
- (8) 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害の有無が関係していないか、情報収集を行う。
- (9) 養護教諭は、児童の状況を把握し、健康面のケアを行う。
- (10) さわやか相談員は、児童の心の寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- (11) スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童へのカウンセリング等を行う。
- (12) スクールソーシャルワーカーは、社会福祉的な観点から、学校や家庭、児童相談所等の関係機関のつなぎ役となって連絡、調整を行う等、児童を取り巻く環境に働きかける。
- (13) 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- (14) 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。
- (15) 学校は、いじめの「解消」について、少なくとも3か月を目安として面談や電話連絡等のケアを継続的に行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 1 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改訂 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「児童生徒の心のサポート 手引き『いじめに係る対応』」に基づき、次の対応を行う。

（1）「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

（2）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。

（3）一定期間連続して欠席している場合は、迅速にいじめの有無に関する調査に着手する。

2 児童生徒、又は保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時は、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。

- ・いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- ・校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を直ちに教育委員会に報告する。

※重大事態の調査主体は教育委員会が判断する。

(1) 学校を調査主体とした場合

- ① 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- ② 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための迅速かつ組織的に調査を実施する。
- ③ 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ④ 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑤ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

(2) 教育委員会が調査主体となる場合

- ・学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

教職員がいじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめに対応する資質・能力を高めるために、計画的に研修を実施する。

1 生徒指導部会

学校いじめ基本方針の確認・修正（5月）

2 校内研修

(1) 学習指導力の向上「基礎的・基本的事項の定着を図る授業実践」

- ・授業規律については、学校全体で共通理解のもとに統一した指導を進める。

(2) 生徒指導・教育相談に係る児童理解研修

- ・児童の情報を全職員で共有し、児童生徒理解を深める。

(3) 情報モラル研修

- ・インターネット等、児童をとりまく情報の理解を深め、モラルを共通理解する。

(4) さいたま市小・中一貫教育研修

- ・中学校との生徒指導上の情報提供含む情報交換会を行う。

(5) 国際教育、人権教育研修

- ・帰国児童生徒や性同一性障害の児童生徒に対する理解を深め、配慮事項を共通理解する。

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを確立する。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定
 - （1） 検証を行う期間：各学期末の生徒指導委員会（7月・12月・3月）とする。

- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
 - （1）「取組評価アンケート」の実施時期：11月（学校評価と兼ねる）とする。
 - （2）いじめ対策委員会の開催時期：各学期1回程度とする。
 - （3）校内研修会等の開催時期：4月、8月とする。

- 3 いじめの問題に関する校内研修の開催時期
 - 4月：第1回生徒指導に係る研修、第1回児童理解研修
 - 6月：第1回いじめ事例研修Ⅰ
 - 8月：第2回生徒指導に係る研修
 - 小・中合同研修会
 - 人権教育研修、児童理解研修、ゲートキーパー研修
 - 10月：第2回いじめ事例研修Ⅱ